

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者対策の根拠法となっている「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成 30 年 5 月 16 日で有効期限を迎える。ご承知のとおり、駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては、平成 18 年 5 月の在日米軍再編に関する最終報告で、「普天間飛行場の移設、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されている。嘉手納以南の対象施設には 3,734 名、海兵隊施設には 4,854 名の従業員が勤務し、駐留軍関係施設の移転の状況いかんによっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念される。

一方、全国の失業率は 3% 台で推移しているが、県内の失業率は全国の約 2 倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易でない状況にある。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出した場合、県経済、地域雇用情勢に与える影響は甚大である。

よって本市議会は、有効期限をむかえる駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長について、強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 27 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：防衛大臣、厚生労働大臣